

取組 12 施設のあり方を区民参加により見直します

現在ある区立施設をそのまま改修・改築すると、今後30年間に約6,450億円の経費が必要となります。現状のまま区立施設を維持することは極めて困難です。社会状況が大きく変化するなか、必要な区民サービスを提供しつつ施設数・施設面積を可能な限り縮減するために、区民全体の視点で区立施設のあり方を見直していく必要があります。

区民ニーズの変化、将来人口の見通し、利用状況等を考慮し、必要性の低下した施設の機能転換、同種または類似施設の統合・再編、改築等にあわせた複合化を進めます。民間施設との役割分担にも配慮します。

区民の意見をお聞きして、平成28年度に区政改革計画に基づく個別計画として公共施設等総合管理計画を策定し、区立施設の将来に向けた方向性を明らかにします。

(1) 施設の機能転換、統合・再編、複合化を進めます

施設の機能転換、統合・再編、複合化にあたっては、手続きや相談などの機能を集約する、駅前など交通の便の良い場所に移転するなど、区民の利便性を高める工夫をします。

統合・再編や複合化等によって生じる跡地・跡施設は、新たな区民ニーズに応える利用への転換のほか、財源確保のための売却や貸付を検討します。

<機能転換>

(例1) 出張所を廃止し区民の自主的な地域活動の拠点等として活用します

出張所窓口で行っていた住民票・印鑑証明等の発行や税等の収納は、郵便局での証明書発行やコンビニ交付・コンビニ収納を実施するなど代替方法を導入し、より利便性を高めました。

出張所は平成28年度末に廃止し、跡施設は区民の自主的な地域活動の拠点とすることを基本に、施設の規模や地域の状況に応じて、高齢者相談センター支所の移転や図書館資料受取窓口の開設、街かどケアカフェとしての利用などの活用を進めます。

旧出張所建物は、併設の地域集会所または地区区民館とします。谷原出張所は新たに地域集会所として位置づけます。

(例2) 世代にとらわれない新たな施設へ転換します

敬老館など世代別に設けている施設は、改築などにあわせて世代にとらわれない広く地域の区民を受け入れる施設へ転換するとともに、小規模な浴室など施設で提供している機能のあり方について見直します。

＜統合・再編＞

（例3）学校の統合・再編と跡施設の活用に取り組みます

子どもたちの良好な教育環境を確保するため、過小規模校を中心に区立学校の統合・再編に取り組みます。跡施設は、周辺施設の複合化なども含め、将来を見据えて区民ニーズに応える活用を進めます。

（例4）区民農園と市民農園を統合します

機能の類似している区民農園と市民農園を統合し、あわせて、民間施設の状況も考慮し使用料を見直します。

＜複合化＞

（例5）北保健相談所を移転し、複合化します

北保健相談所を、より交通利便性の高い駅近くに移転し、周辺施設と複合化します。

（例6）学校の改築にあわせて周辺施設を複合化します

今後、多くの小中学校が改築の時期を迎えます。改築にあわせて周辺の区立施設などの複合化を進めます。

（例7）まちづくりにあわせて駅周辺等への施設の集約・複合化を進めます

大江戸線の延伸や再開発事業などのまちづくりに際し、周辺の区立施設の統合・再編や駅前への集約・複合化に取り組みます。

(2) 施設名称を分かりやすくします

施設の名称について、「高齢者センターは健康増進施設なのに介護施設をイメージしてしまう」「高齢者センターと高齢者相談センターは違いが分かりにくい」「敬老館という名称は古めかしい」「施設名称に入っている地名がまぎらわしい」といった意見が寄せられています。

分かりやすく、使いやすくなるよう名称を見直します。

(3) 計画的な改修・改築と効率的な維持保全に取り組みます

統合・再編や複合化と整合を図りながら、計画的に改修・改築を行います。改修・改築のコストを低減するため、様々な手法を検討し、施設ごとに最適な手法を選択します。

施設の効率的な維持保全を進めるため、総合調整を行う組織のあり方を検討します。

〔例〕

- ◇ PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための規程の策定
- ◇ 設計者や施工者ではない第三者が発注者と一体となって建築事業全体のマネジメントを行うコンストラクションマネジメント方式の導入の検討

(4) 区立施設使用料の見直しを検討します

区立施設使用料の算定方法や減額・免除制度などについて、施設を利用する人と利用しない人の「負担の公平性」や、税金（公費）と使用料（利用者負担）との負担割合、民間の類似施設利用料金とのバランス、区民以外の施設利用の取り扱いなど、様々な観点から検討します。

検討にあたっては、使用料にかかわるデータを区民に分かりやすく整理して情報提供し、十分議論を尽くします。

(5) 委託・民営化を推進します

① 新たな方針を定めて委託・民営化を進めます

施設の管理運営や事務事業についての新たな委託・民営化方針を策定します。すでに委託している施設・業務も、これまでの実績に照らし、委託の範囲や手法について、改めて検討します。

あわせて、事業者の民間ならではの創意工夫や努力が評価される仕組みづくりや、区内事業者が活躍できる環境づくりに取り組みます。

〔主な実施項目〕

- ◇ 保育園の委託、民営化
- ◇ 学童クラブ・児童館の委託
- ◇ 大泉ケアハウスの民営化
- ◇ 障害者福祉施設の委託、民営化
- ◇ 可・不燃ごみ収集作業の委託
- ◇ 学校用務・給食調理の委託
- ◇ 花とみどりの相談所の指定管理者制度導入

② 民間との協働により施設整備を進めます

特別養護老人ホームや障害者グループホーム等の整備拡充に向けて、国有地・都用地の活用を働きかけ、民間施設を誘致します。